

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年10月13日

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 東 和 浩

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704 - 3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 相 澤 浩 康

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704 - 3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 相 澤 浩 康

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社  
(大阪市中央区備後町二丁目2番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2017年9月28日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 2 報告内容

#### ・本株式交換に関する事項

#### (4) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

##### 株式交換に係る割当ての内容

##### (イ) 本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

##### (ロ) 本持株会社と関西アーバン銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

#### (5) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

##### 算定に関する事項

##### (イ) 算定の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

#### ・本株式交換に関する事項

#### (4) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

##### 株式交換に係る割当ての内容

##### (イ) 本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

#### (訂正前)

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受けるみなと銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取することを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

#### (訂正後)

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受けるみなと銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取することを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

#### (ロ) 本持株会社と関西アーバン銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

#### (訂正前)

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受ける関西アーバン銀行の株主の皆様につきましては、その

保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(訂正後)

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受ける関西アーバン銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(5) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定に関する事項

(イ) 算定の概要

(訂正前)

<前略>

DDM法では、当社が合理的と判断し、メリルリンチ日本証券に提供した近畿大阪銀行、みなと銀行及び関西アーバン銀行の2019年3月期以降の財務予測(みなと銀行及び関西アーバン銀行については本経営統合の実行により得られると見込まれるシナジー効果を含みます。)並びにその他の本件シナジー効果の予測に基づき、別紙に記載の前提条件その他一定の条件の下に、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する又は当社において本経営統合の実行により創出されると見込まれる2018年3月期以降の将来キャッシュ・フローを、資本コストで現在価値に割り戻して株式価値等が分析されています。

<後略>

(訂正後)

<前略>

DDM法では、当社が合理的と判断し、メリルリンチ日本証券に提供した近畿大阪銀行、みなと銀行及び関西アーバン銀行の2018年3月期以降の財務予測(みなと銀行及び関西アーバン銀行については本経営統合の実行により得られると見込まれるシナジー効果を含みます。)並びにその他の本件シナジー効果の予測に基づき、別紙に記載の前提条件その他一定の条件の下に、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する又は当社において本経営統合の実行により創出されると見込まれる2019年3月期以降の将来キャッシュ・フローを、資本コストで現在価値に割り戻して株式価値等が分析されています。

<後略>

以上